

川口市介護に関する入門的研修実施業務委託仕様書

1 委託業務名

川口市介護に関する入門的研修実施業務委託

2 目的

介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」という。）は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、講座修了者に対して川口市内の介護施設・事業所とのマッチングや職場体験といった就労支援を行うことにより、多様な人材の参入を促進するために実施する。

3 業務内容

「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）にて示された内容及び時間数に基づくものとする。

また、実施定員は30名とする。

(1) 入門的研修の実施内容の検討

ア 講座内容

イ テキスト内容

(2) 入門的研修の実施

ア 入門的研修の実施

イ テキストの用意

ウ 修了証の作成及び発行

(3) 就労意欲の醸成とマッチング支援

研修を通じた就労意欲の醸成及び川口市内の介護施設・事業所とのマッチング支援の実施により、講座修了者に対して、適宜声掛け等の実施により介護分野への参入を支援すること。

また、講座修了後においても、参加者の就労支援を引き続き行い、毎月1回報告すること。

(4) 受講申込書等の作成、受理及び受講通知

ア チラシ、ポスター及び受講申込書の作成

(カラー刷 チラシ 1000 部 ポスター1010 部)

イ 受講申込Webページ及びQRコードの作成

ウ 受講申込の受理

エ 受講申込者への受講通知の発行

(5) 職場体験の支援

参加者と川口市内の介護施設・事業所との仲介及び体験の支援を行う。なお、全参加者が1回以上は職場体験を行うこととする。

(6) 議事録の作成

市との打ち合わせごとに議事録を作成し、提出すること。

※スケジュール概要

10月頃～	受講者募集開始
11月中旬頃	受講者募集締め切り
12月 7日(水)	研修1日目
12月 9日(金)	研修2日目
12月14日(水)	研修3日目
12月16日(金)	研修4日目

※研修会場

中央ふれあい館(川口市本町4-5-26)

(会場利用可能時間 9:00～17:15)

4 業務体制

市との包括的な連絡担当を配置し、円滑かつ確実に遂行することが可能な組織体制を整備すること。

5 計画及び報告

業務内容における検討について、市との協議後、委託実施計画書を紙及びデータで提出し、市の承認を受けてから実施すること。

また、本業務完了後、本事業の実績（入門的研修の実施方法、実施内容、参加実績及び就労支援実績）を取りまとめ、市が指定する業務完了報告書を作成し、紙及びデータで提出すること。

なお、委託実施計画書及び業務完了報告書の詳細やデータの納品方法等は契約締結後、市と協議すること。

6 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和5年2月28日までとする。

7 支払方法

委託業務履行検査確認後、請求に基づき一括して支払う。

8 委託業務に関する諸条件

(1) 市の指定する日及び会場において、入門的研修を実施するとともに、マッチング及び職場体験を行い、就労支援をすること。

(2) 研修会場の確保及び使用料の支払いについては、委託内容に含まない。

(3) 市担当者とは十分協議を行い、業務を進めること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の蔓延等、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途、市と協議すること。ただし、契約書及び本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の目的達成のために当然に必要と認められる事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (5) 受注者が市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は受注者に対して求償権を有するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス、その他感染症の蔓延が想定される場合は、感染防止対策を講じるとともに、状況により他の代替手段を市と協議すること。

9 担当及び問い合わせ先

〒332-8601

埼玉県川口市青木2-1-1

川口市福祉部介護保険課 事業者係 加倉井・荒川・村椿

TEL: 049-259-7293

FAX: 049-258-7493

E-mail: 087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp